

中能登町で暮らそう!
新婚さんの
新生活を
応援します!

29歳以下の夫婦は1世帯あたり

最大補助額 **100万円※!**

39歳以下の夫婦は1世帯あたり最大補助額60万円※

※夫婦の合計所得が500万円未満
であること

新たに結婚生活を始めるための、
住居費、引越費用、リフォーム費用、
家財道具費用の一部を助成します!

助成の対象者を教えてください

- ① 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出された夫婦
- ② 夫婦の合計所得が500万円未満であること
- ③ 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること
- ④ 申請日より5年以上継続して中能登町に居住する意思があること

- ⑤ 対象となる住居が町内にあり、対象となる住居に夫婦の住所があること
- ⑥ 夫婦共に町税などの滞納がないこと
- ⑦ 他の公的住宅補助などを受けていないこと



どんな経費が助成の対象となりますか? また、いくら補助が受けられますか?



① 住居費



補助金額

29歳以下の夫婦…最高60万円
39歳以下の夫婦…最高30万円



※賃貸住宅の賃料や敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引越費用、リフォーム費用が対象となります。

※住居費について、夫婦いずれかの契約・支払いであること。

※リフォーム費用については、婚姻日から1年以内に契約したもの。



対象外

リフォーム費用については、倉庫、車庫、門、フェンス等の外構に係る工事費用や、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は対象外となります。

② 家財道具



補助金額

29歳以下の夫婦…最高40万円
39歳以下の夫婦…最高30万円



※家財道具は白物家電(家庭内の家事の労力を減らすなど、生活に密着した家電が対象となります。)

及び、家具等で、一品あたり3万円以上のもので、各種1点までとします。また、夫婦いずれかの支払いであることが条件となります。(※婚姻日より3ヵ月以前に購入したものは対象外です。)



対象外

娯楽に共するもの。
例/テレビ、パソコン等。
※事前にご相談ください。



申請期限はいつまでですか?



令和8年3月31日まで

※申請手続き、審査に時間を要しますので、お早めにご相談ください。

申請は
お早めに

お問い合わせ

中能登町企画課(総務庁舎)

TEL.0767-74-2806 (8:30~17:15)

<https://www.town.nakanoto.ishikawa.jp>

事前にご相談を
願います

